

## 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成 24 年 12 月 4 日規則第 65 号

最終改正：平成 29 年 3 月 31 日規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請の取下げ)

第 2 条 法第 53 条第 1 項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、認定申請取下げ届書（様式第 1 号）を当該申請に係る建築物の所在地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

(不認定の通知)

第 3 条 局長は、法第 54 条第 1 項又は第 55 条第 1 項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による低炭素建築物新築等計画不認定通知書又は低炭素建築物新築等計画変更不認定通知書を申請者に交付するものとする。

(低炭素建築物の新築等の取りやめの届出)

第 4 条 法第 55 条第 1 項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第 56 条に規定する低炭素建築物の新築等（以下「低炭素建築物の新築等」という。）を取りやめたときは、低炭素建築物の新築等取りやめ届書（様式第 2 号）を局長に提出しなければならない。

(低炭素建築物の新築等の状況の報告)

第 5 条 法第 56 条の規定に基づく報告は、低炭素建築物の新築等状況報告書（様式第 3 号）により行わなければならない。

(低炭素建築物の新築等の完了)

第 6 条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等が完了したときは、低炭素建築物の新築等完了届書（様式第 4 号）を局長に提出しなければならない。

(計画の認定の取消しの通知)

第 7 条 局長は、法第 58 条の規定に基づき低炭素建築物新築等計画（法第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。）の認定を取り消したときは、別に定める様式による認定取消通知書を認定建築主に交付するものとする。

(必要と認める図書)

第 8 条 省令第 41 条第 1 項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ低炭素建築物新築等計画について法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。

- (1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）の建築物全体又は共同住宅等若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）の住戸

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

(2) 前号に掲げる建築物等以外の建築物 次に掲げる者のうちいずれかの者

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関であつて登録住宅性能評価機関であるもの

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（設計内容説明書）

第 9 条 省令第 41 条第 1 項に規定する設計内容説明書は、別に定める様式によらなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 40 号）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 8 条第 1 号アに掲げる者が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）附則第 8 条の規定による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するとあらかじめ認定した場合における都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による認定の申請については、この規則による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。